

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項（以下「改正前の項」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項を当該改正後の項とする。
- (2) 次の表中、改正前の項に対応する改正後の項が存在しない場合にあっては、当該改正前の項を削る。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後			改正前		
別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料			別表第2（第2条関係） 法令に基づく事務に係る手数料		
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額
長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の 1又は2 に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合においては、1の (1)又は2の(1) に掲げる額）	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	1件につき、次の 1から3 までに掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。次項において同じ。）の場合においては、1の (1) 、 2の(1)又は3の(1) に掲げる額） 1 当該申請に併せて登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期

優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。)が提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

ア 新築の場合

6,000円

イ 増築又は改築の場合

10,000円

(2) 床面積の合計(以下この項及び次項において「床面積」という。)が500㎡以下のもの

ア 新築の場合

13,000円

イ 増築又は改築の場合

21,000円

(3) 床面積が500㎡を超

え 1,000㎡以下のもの

ア 新築の場合

24,000円

イ 増築又は改築の場合

37,000円

(4) 床面積が1,000㎡を超え2,500㎡以下のもの

ア 新築の場合

35,000円

イ 増築又は改築の場合

54,000円

(5) 床面積が2,500㎡を超え5,000㎡以下のもの

ア 新築の場合

65,000円

イ 増築又は改築の場合

101,000円

(6) 床面積が5,000㎡を超え10,000㎡以下のもの

ア 新築の場合

112,000円

イ 増築又は改築の場合

174,000円

(7) 床面積

が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のもの

ア 新築の
場合

185,000円

イ 増築又
は改築の
場合

287,000円

(8) 床面積
が20,000㎡
を超え

30,000㎡以
下のもの

ア 新築の
場合

228,000円

イ 増築又
は改築の
場合

353,000円

(9) 床面積
が30,000㎡
を超えるも
の

ア 新築の
場合

243,000円

イ 増築又
は改築の
場合

377,000円

1 当該申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅

2 当該申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書(長期優良住宅の普及の促進に関する法

性能評価書(い
ずれも長期優
良住宅の普及
の促進に関す
る法律第6条
第1項第1号
に掲げる基準
に適合してい
るものに限
る。)又はこれ

らの写しが提
出された場合

(1) 一戸建
ての住宅

ア 新築の
場合

8,000円

イ 増築又
は改築の
場合

13,000円

(2) 床面積
の合計(以下
この項及び
次項におい
て「床面積」
という。)が
500㎡以下の
もの

ア 新築の
場合

17,000円

イ 増築又
は改築の
場合

25,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のもの

ア 新築の
場合

28,000円

イ 増築又

律第6条第1
項第1号に掲
げる基準に適
合しているも
のに限る。)の
写しが提出さ
れた場合

(1) 一戸建
ての住宅

23,000円

(2) 床面積
の合計(以下
この項及び
次項におい
て「床面積」
という。)が
500㎡以下の
もの

72,000円

(3) 床面積
が500㎡を超
え1,000㎡以
下のもの

112,000円

は改築の
場合
42,000円

(4) 床面積
が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のもの

ア 新築の
場合
52,000円

イ 増築又
は改築の
場合
78,000円

(5) 床面積
が2,500㎡を
超え5,000㎡
以下のもの

ア 新築の
場合
78,000円

イ 増築又
は改築の
場合
118,000円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のもの

ア 新築の
場合
115,000円

イ 増築又
は改築の
場合
173,000円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のもの

ア 新築の
場合

(4) 床面積
が1,000㎡を
超え2,500㎡
以下のもの
207,000円

(5) 床面積
が2,500㎡を
超え5,000㎡
以下のもの
350,000円

(6) 床面積
が5,000㎡を
超え10,000
㎡以下のもの
535,000
円

(7) 床面積
が10,000㎡
を超え
20,000㎡以
下のもの
969,000円

		<p><u>199,000円</u></p> <p><u>イ 増築又</u> <u>は改築の</u> <u>場合</u> <u>300,000円</u></p> <p>(8) 床面積 が20,000㎡ を超え 30,000㎡以 下のもの</p> <p><u>ア 新築の</u> <u>場合</u> <u>257,000円</u></p> <p><u>イ 増築又</u> <u>は改築の</u> <u>場合</u> <u>386,000円</u></p> <p>(9) 床面積 が30,000㎡ を超えるも の</p> <p><u>ア 新築の</u> <u>場合</u> <u>300,000円</u></p> <p><u>イ 増築又</u> <u>は改築の</u> <u>場合</u> <u>451,000円</u></p> <p><u>2 1以外の場</u> <u>合</u></p>			<p>(8) 床面積 が20,000㎡ を超え 30,000㎡以 下のもの</p> <p><u>1,321,000円</u></p> <p>(9) 床面積 が30,000㎡ を超えるも の</p> <p><u>1,597,000円</u></p> <p><u>3 1又は2以</u> <u>外の場合</u></p>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> 第5	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1件につき、当該申請に係る住宅が属する一の建築物の当該計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)に応じて <u>長期優良住宅の普及の促進に関する法律</u> (平成

		<p>条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで又は2の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項1の(1)又は2の(1)に掲げる額)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 2,200円</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>1件につき 2,200円</p>

		<p>20年法律第87号) 第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査の項の1の(1)から(9)まで、2の(1)から(9)まで及び3の(1)から(9)までに掲げる額に2分の1を乗じて得た額(当該住宅が一户建ての住宅の場合においては、同項1の(1)、2の(1)又は3の(1)に掲げる額)</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料</p>	<p>1件につき 2,200円</p>
<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認</p>	<p>長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料</p>	<p>1件につき 2,200円</p>

の申請に対する審査			の申請に対する審査		
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率の特例の許可の申請に対する審査	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	1件につき 160,000円			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正前の別表第2の規定は、長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請については、当分の間、なおその効力を有する。